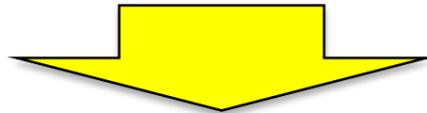


(仮称) 仙台市自転車安全利用条例について

自転車の安全利用における現状

- ◆自転車事故の総数は減少しているが、自転車が第一当事者となった事故や対歩行者との事故は横ばいである。
- ◆自転車事故における違反の割合、自転車安全利用実態調査の結果から見ても、自転車安全利用におけるルール・マナーの理解が不十分である。
- ◆自転車賠償責任保険の加入やヘルメット着用など自転車事故への備えについても十分に周知されていない。

仙台市では、自転車の安全利用推進に向け、各種計画等に基づいて様々な取り組みを行ってきたが、さらなる推進のためには市民、自転車利用者、事業者等それぞれの立場で守るべき規範を示し、具体的な取り組みへとつなげる必要がある。



(仮称) 仙台市自転車安全利用条例の制定

- ◆自転車の安全利用について基本理念を定め、市民、各種団体等と共有しながら各種施策を推進することでその実効性を高める。
- ◆ルール・マナーの遵守の徹底を図るため、市、市民、自転車利用者、事業者等、それぞれの主体ごとの責務・担うべき役割を明確に規定する。
- ◆法令等に定めのない自転車賠償責任保険の加入や自転車用ヘルメットの着用等の事項について条例に規定し、促進する。

条例の検討における主な論点

自転車事故が多い若年層や交通安全教育等が届きにくい社会人、高齢者など、世代ごとの交通安全教育等を誰がどのように推進するか。

自転車賠償責任保険の加入促進を図るためには、どのような方策が必要か。

自転車用ヘルメットの普及を促進するためには、どのような方策が必要か。

自転車の点検・整備や反射材等の安全器具の装着について、自転車利用者、保護者、自転車販売店等の役割をどうするか。